5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
平成29年領第2838号　符号１
金地金１個
同号　符号３
金地金１個
同号　符号５
金地金１個
同号　符号７
金地金１個
同号　符号９
金地金１個
同号　符号11
金地金１個
同号　符号13
金地金１個
同号　符号15
金地金１個
同号　符号17
金地金１個
同号　符号19
金地金１個
同号　符号21
金地金１個
同号　符号23
金地金１個
同号　符号25
金地金１個
同号　符号30
金地金１個
同号　符号32
金地金１個
同号　符号34
金地金１個
同号　符号36
金地金１個
同号　符号39
金地金１個
6　没収の理由となるべき事実の要旨
被告人両名は、共謀の上、大韓民国から金地金を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、平成29年４月12日（現地時間）、大韓民国所在の仁川国際空港からジンエアー221便に搭乗し、福岡市博多区所在の福岡空港に向かう際、新聞紙に梱包された金地金18個（合計約18キログラム）をリュックサック内等に携帯して、同日午前８時38分頃、同空港に到着し、入国に伴う税関検査を受けるに際して、門司税関福岡空港税関支署職員に対し、金地金を輸入する事実を秘し、その申告をしないまま同空港内門司税関福岡空港税関支署入国旅具検査場を通過するため、同日午前９時26分頃、同検査場内のトイレにおいて、前記金地金を同空港備付けの手荷物運搬用台車背面部に両面テープで貼付し、その上からあらかじめ持参した鉄板をかぶせるなどの隠匿工作を行った上、税関長に申告すべき物品は携帯していない旨記載した携帯品・別送品申告書を携行し、前記手荷物運搬用台車とともに同検査場内に設けられた検査台直近まで移動し、もって税関長の許可を受けないで前記金地金18個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である前記金地金18個（課税価格合計8182万2037円）に対する消費税515万4700円及び地方消費税139万900円を免れようとしたが、同検査台直近において、前記鉄板が外れるなどして同支署職員に前記金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

平成29年11月24日
福岡地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。
下記の物の所有者は、平成29年12月８日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。
記
1　係属裁判所　福岡地方裁判所
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　パク　ジュンヨン
4　公判期日　平成29年11月16日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
平成29年領第3185号　符号１
金地金１個
同号　符号３
金地金１個
同号　符号５
金地金１個
同号　符号７
金地金１個
同号　符号９
金地金１個
同号　符号11
金地金１個
同号　符号13
金地金１個
同号　符号15
金地金１個
同号　符号17
金地金１個
同号　符号19
金地金１個
同号　符号21
金地金１個
同号　符号23
金地金１個
同号　符号25
金地金１個
同号　符号27
金地金１個
同号　符号29
金地金１個
同号　符号31
金地金１個
同号　符号33
金地金１個
同号　符号35
金地金１個
6　没収の理由となるべき事実の要旨
被告人は、大韓民国から金地金を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、平成28年12月９日（現地時間）、大韓民国所在の仁川国際空港において、大韓航空719便に搭乗する際、金地金18個（合計約2967.81グラム）を肩掛け鞄内に携帯し、同航空機により、同日午後11時12分頃、東京都大田区所在の東京国際空港に到着し、同空港内において、前記金地金を手荷物運搬用台車の下部に貼付して隠匿した上、同日午後11時45分頃、同空港内東京税関羽田税関支署旅具検査場内に設けられた検査台で入国に伴う税関検査を受けるに際し、同支署職員に対し、税関長に申告すべき物品は携帯していない旨記載した携帯品・別送品申告書を提出するなどして、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の輸入及び納税の申告を行い、もって税関長の許可を受けないで前記金地金18個（課税価格1243万3862円）を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である前記金地金18個に対する消費税78万3200円及び地方消費税21万1300円を免れようとしたが、同支署職員によって前記金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年11月24日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年10月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社片柳建設　岸　　敏夫　栃木県佐野市関川町892－１　国土交通大臣許可（特－24）第22442号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年11月24日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年10月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社いずみや　岡澤　一次　茨城県稲敷市橋向1135－４　国土交通大臣許可（般－27）第10356号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可）